

第52回関東社会人サッカー大会要項

1. 名 称 第52回関東社会人サッカー大会
2. 主 催 一般社団法人関東サッカー協会 関東社会人サッカー連盟
3. 主 管 公益財団法人東京都サッカー協会 東京都社会人サッカー連盟
4. 協 賛 株式会社モルテン
5. 開催期日 2018年11月2日(金)・3日(土)・4日(日) 17日(土)・18日(日)
6. 競技会場 南豊ヶ丘フィールド(人工芝) 赤羽スポーツの森公園競技場
味の素フィールド西が丘 味の素フィールド西競技場
清瀬内山サッカー場 A、B、C(清瀬市)

7. 参加資格

(公財)日本サッカー協会に加盟登録した第1種登録チーム(準加盟チーム含む)(但しJ1、J2、J3リーグ、JFL、大学連盟、高専連盟に加盟したチームを除く)で、都県第1種社会人リーグの結果により選出されたチームであること。また、次の資格を有するものに限る。

※同系列・同一母体のチーム(サブチーム、サテライトチーム、同一大学チームなど)が既に関東社会人リーグに1チーム所属している場合は、本大会への2チームの参加は認めない。

- (1) 本年度の加盟登録を完了し、会費納入済みであること。
- (2) 本大会の参加費の払い込みと参加申込が完了していること。
- (3) 参加選手は、2018年8月31日までに登録を完了している選手であること。
※選手登録の承認日が2018年8月31日までの選手であること。
- (4) 参加選手は、他のチームと二重登録されていないこと。
- (5) 外国人選手は、1チーム5名までエントリーすることができ、また試合に同時に出場できるのは3名以内とする。なお、日本で義務教育を受けた選手1名を(公財)日本サッカー協会に申請し外国籍扱いしない登録選手にすることができる。
- (6) 外国籍の選手は、就労または就学ビザ取得者に限り、(公財)日本サッカー協会に外国人登録を行った上、登録できる。

※(公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。

(シニア・2種登録選手を3名までエントリーを認め、3名が出場できる。)

8. 大会開催方法

本大会は次により実施する。

- (1) 本大会は下記区分の地域により選出された16チームによって行う。
- (2) 各都県社会人サッカー連盟の選出すべき代表チーム数は次のとおりとする。
 - 茨城県社会人サッカー連盟 1チーム

- 栃木県社会人サッカー連盟 2チーム
- 群馬県社会人サッカー連盟 1チーム
- 埼玉県社会人サッカー連盟 4チーム
- 千葉県社会人サッカー連盟 1チーム
- 神奈川県社会人サッカー連盟 2チーム
- 山梨県社会人サッカー連盟 1チーム
- 東京都社会人サッカー連盟 3チーム
- 開催地社会人サッカー連盟（東京都） 1チーム

9. 試合方法

- (1) 前項の地域により選出された16チームによって、トーナメント方式で、優勝、準優勝、（3位）を決定する。（2018年度は、3位決定戦は行わない）
- (2) 試合時間はすべて90分間とする。ハーフタイムのインターバルは15分間確保とする。勝敗が決しない場合は、PK方式により次戦進出チームを決定する。但し、準決勝及び決勝については前、後半10分—10分の延長戦を行い、なお、決しない場合はPK方式により次戦進出チーム（決勝戦は優勝・準優勝）を決定する。

10. 競技規則

- (1) （公財）日本サッカー協会制定のサッカー競技規則2017/2018によるものとする。
（2018年改訂規則適用）但し、大会期間中の競技規則変更は、本大会に適用しない。
- (2) 1チームの選手登録は、25名までとし、1試合のエントリーは18名までとする。但し、監督が選手として出場する場合は、これに含まれていなければならない。
- (3) ベンチに入れる人の数は、役員6名以内と交代要員7名以内の計13名以内とする。
- (4) 選手交代は、試合の前後半、延長を通じて5名に限り他の選手と交代することができる。この交代選手は、出場選手リストに交代要員7名以内の氏名・背番号をあらかじめ記入提出された中からでなければならない。
- (5) チームが試合時間に遅れた場合は、いかなる理由があろうとも不戦敗扱いとする。
- (6) 試合時には必ず（公財）日本サッカー協会発行の2018年度の登録選手一覧を試合前に提示すること。不測の事態の場合は、電子機器での確認も可とする。（写真があること）
- (7) 選手は大会参加申込書にエントリーされ、かつ大会出場チーム名で承認されていることを確認できる登録一覧を持参することにより出場できる。（8月31日迄に登録完了選手とする）
- (8) 試合開始の最少人数は、7名とする。但し途中の退場処分や負傷によりフィールドへの復帰不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。
- (9) 退場を命じられた選手は、次の1試合の出場を停止する。
その後の処置は大会規律委員会で決定する。
警告を2回（累積）受けた選手は、次の1試合の出場を停止する
- (10) テクニカルエリアを設置する。競技中チーム役員1名がテクニカルエリアから戦術的指示を与

えることができる。

11. 参加申込

- (1) 各都県の代表チームは、配布した所定の様式により「大会参加申込書の正本(協会長印有)」と「プライバシーポリシー同意書(代表者印有)」を作成し、事務局の(公財)東京都サッカー協会内、社会人連盟宛に、10月12日(金)までに郵送すること。
- (2) 大会参加申込書「副本」、大会プログラム購入依頼書兼申込書、チーム紹介及びチーム集合写真、予選経過報告書、出場停止選手(各都県連盟確認後)は、プログラム作成のため、電子データをE-mailで10月10日(水)までに、「正本」とは別に大会事務局にメールで報告すること。

なお、書式一式は、各都県社会人サッカー連盟宛に事前に送付いたします。

★第52回関東社会人サッカー大会 事務局 TEL・FAX:03-6801-8008

〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス6F

東京都社会人サッカー連盟 (E-mail):info@tokyo-fa.com

※申込書提出後の選手エントリー等の変更は一切認めない。

12. 諸注意

- (1) 試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを実施する。その際メンバー表を提出し、登録選手一覧及びユニフォームのチェック、その他運営方法の確認等を行う。
- (2) マッチコーディネーションミーティングには、必ず、監督とチーム代表者かスタッフ1名の計2名が参加する事。(監督は必須)
- (3) 参加チームの正副ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は、異色のものを用意すること。(ユニフォーム規定に準じていること)
- (4) 背番号は、参加申込書に登録された選手固有の番号を付けること。
なお、当て布で背番号を変更する場合は、「同色の当て布と同色の背番号」、又は「白い当て布に黒の背番号」で周囲をすべて縫いつけたもののみ認める。
- (5) 登録のユニフォームと一部でも異なる色のものを着用している選手は、出場を認めない。
又、試合では、控えのGKをエントリーすることを原則とするが、何らかの事情によりGKの控えがいない場合は、試合当日のマッチコーディネーションミーティングにおいて、審判団と交代GKのユニフォーム着用について確認する。その場合、必ず交代ゴールキーパーとして出場するフィールドプレイヤーの背番号のついたユニフォームを用意するか、背番号がつけられる状態(当て布)のGKユニフォームを用意すること。(交替GKのユニフォームが準備できない場合も確認する)

13. 参加費

- (1) 大会参加費40,000円は、参加申込と同時に10月10日(水)までに、下記口座に振込むこと。

14.組合せ

- (1) 関東社会人サッカー連盟常任理事会で決定する。

15.代表者会議兼開会式

- (1) 日時：2018年11月2日（金）18：00～19：00（予定）

- (2) 場所：ホテル日航立川東京 3F コンチネンタル

（JR立川駅南口より 徒歩7分）

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1

TEL：042-521-1111

16.表彰

- (1) 優勝及び準優勝チームには賞状及びトロフィーを授与する。
- (2) 3位チームには、賞状を授与する。（3位決定戦をやらない場合は、この限りでない）
- (3) 準決勝まで勝ち残ったチームの中から選考により、フェアプレー賞を授与する。

17.費用・保険

- (1) 大会参加に要する費用は、全額参加者負担とする。
- (2) 主催者は、参加者の負傷または、疾病の応急処置以外、一切責任を負わない。
- (3) 参加者は、健康保険証を持参し、スポーツ障害保険に加入していることが望ましい。

18.その他

- (1) 優勝チーム・準優勝チームは、JFLと関東リーグ1部・2部の結果により無条件又は入れ替え戦により、翌年度の関東リーグ2部に参加する義務を負う。
「同系列・同一母体のチーム（サブチーム、サテライトチーム、同一大学チームなど）が既に関東サッカーリーグに、1チーム所属している場合は、本大会には2チームの参加は認めない。
- (2) 参加資格に疑義がある場合は、あらかじめ所属都道府県社会人サッカー連盟の意見を求めることとし、なお疑いがある場合は関東社会人サッカー連盟常任理事会がこれを裁定する。
- (3) 参加チームの代表者は、大会期間中の所在を大会事務局に連絡すること。
- (4) 大会期間中の宿泊等については、各チームの責任で確保すること。
- (5) 不測の事態が起きた場合は、競技委員長が決定する。
- (6) 本大会開催前の各都県での公式試合で懲罰処分が未消化の選手及び役員がいる場合、各都県社会人サッカー連盟にて必ず懲罰処分報告書または、通告書の写しを大会事務局に提出をお願いします。なお、該当者がいない場合も必ず連絡をお願いします。
【提出及び連絡期限】10月29日（月）までをお願いします。

以上